子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案要綱

第一 基本理念の追加

子 ども • 子 育 て 支援 0) 内 容 及 び 水準 は、 子ども  $\mathcal{O}$ 保 護 者  $\mathcal{O}$ 経 済 的 負 担  $\mathcal{O}$ 軽 減 に 0 **,** , て 適 切に 配

慮 さ れた ŧ 0 で なけ れ ば なら な 1 ŧ 0) とすること。 (第二条第二 項 関 係

第二 子育てのための施設等利用給付

一 施設等利用費の支給

1 子 育 7  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 施 設 等 利 用 給 付 は、 施 設 等 利 用 費 の支給 とする ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。

条の二関係)

2 市 町 村 は、 二 2 (一) 0) 認定に係 る小学校就学前子どもが、 三 1 に より 市 町 村 長 が 確 認 す る 三

1  $\mathcal{O}$ 子 تلح ŧ 子 育 7 支 援 施 設 等 ( 以 下 「 特 定子 ども • 子育て支 援 施 設 等 とい う。 か 5 教

育 保 育 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 子 ど Ł • 子 育 7 支援 〇以 下 特 定 子 ども • 子 育 7 支 援 とい う。 を 受 け

たと き は 当 該 認 定 に 係 る 保 護 者 に 対 し、 当 該 特 定 子 ども 子 育 7 支 援 に 要 L た 費 用 食 事

 $\mathcal{O}$ 提 供 に 要す る 費 用 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 内 閣 府 令 で 定 め る 費 用 を除く。 に つい て、 施 設 等 利 用 費 を支

給するものとすること。(第三十条の十一第一項関係)

3 施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 額 は 月 に 0 き、 1 12 掲 げ る 小 学 校 就 学 前 子 تلح Ł 0 区 分ごとに、 子 تلخ

Ł  $\mathcal{O}$ た 8) 0 教 育 • 保 育 給 付 لح 0 均 衡、  $\frac{\Xi}{1}$  $\mathcal{O}$ 子 ど ŧ 子 育 て支援 施 設 等  $\mathcal{O}$ 利 用 に 要 す る 標 潍

的 な 費 用 0 状況そ  $\mathcal{O}$ 他 0) 事 情 を勘 案し て政令で定め るところにより算定 し た額とする

ŧ

0)

と

すること。 (第三十条の十一第二項関係)

1 支給要件

施

設

等

利

用

給

付

認

定

等

子 育 て 0 た め 0 施 設等 利 用 給 付 は、 次に 掲 げ る 小学校就 学前子ども ( 保 護者 が 保 育 に 係 る

子 لخ ŧ 0 た め 0 教 育 保 育 給 付 ( 特 別 利 用 教 育 に 係 る Ł 0) を除く。 を受けて V る 場 合 0) 保

育 認 定 子 ども等 を 除 <  $\mathcal{O}$ 保 護 者 に 対 して 行う ŧ 0) とすること。 (第三十 条  $\mathcal{O}$ 兀 関 係

(-)満三 歳 以 上  $\mathcal{O}$ 小 学 校 就 学 前 子 ども (二) 及び (三) に 掲 げ る 小 学校 就 学 前 子 ども に 該 当 するも

のを除く。)

(\_\_) 満三 歳 に達する 日 以後 の最. 初 の三月三十一日を経 過し た小学校就学前子どもであって、

第 + 九 条 第 \_\_\_ 項 第 号  $\mathcal{O}$ 内 閣 府 令 で 定 8) る 事 由 12 ょ ŋ 家 庭 に お 7 7 必 要 な 保 育 を受 け るこ

とが困難であるもの

 $(\Xi)$ 満三 歳 に 達 す る 日 以 後  $\mathcal{O}$ 最 初 の三月三十 <del>\_\_</del> 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 に あ る 小 学 校 就学前子ども で あ 0

て、 第 + 九 条第 項 第二 号 0) 内 閣 府 令で定 8 る 事 由 に ょ り 家 庭 に お 1 て 必 要 な 保 育 を 受 け

ること が 木 難 で あ る t  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ う ち そ  $\mathcal{O}$ 保 護 者 及 び 当 該 保 護 者 と 同  $\mathcal{O}$ 世 帯 に 属 す る 者 が 地

方 税 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 二百二十 六 号)  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 市 町 村 民 税 を 課 さ れ な 1 者 で あ

るもの

施設等利用給付認定等

2

(-)1 (<del>--</del>) か ら三まで で に 撂 げ る 小学校 就学前子ども の保護者 は 子 育 て 0) た め 0 施 設 等 利 用 給

付 を受 け ようとす るとき は 市 町 村 に 対 し、 子 育 て  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 施 設 等 利 用 給 付 を 受 け る 資 格

を 有 す ること及 び そ  $\mathcal{O}$ 小 学 校 就 学 前 子 لخ t  $\mathcal{O}$ 区 分 に 0 1 7  $\mathcal{O}$ 認 定 を 申 請 し、 そ  $\mathcal{O}$ 認 定 を 受

け な け れ ば な ら な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ لح す ること。 第 三 + 条  $\mathcal{O}$ 五 第 項 関 係

(\_\_) (<u>~</u>) 認 定 ) 以 下 施 設 等 利 用 給 付 認 定 とい . う。 は 保 護 者 0) 居 住 地  $\mathcal{O}$ 市 町 村 が 行 う

8)

る 事 項 を 当 該 施 設 等 利 用 給 付 認 定 に 係 る 保 護 者 に 通 知 す る Ł  $\mathcal{O}$ とす ること。 ( 第 + 条  $\mathcal{O}$ 

五第二項及び第三項関係)

(三) 保 育 認 定子 بنح ŧ に 係 る 教 育 保育給 付 認定保 護 者 でその子どもに つ いて現に子 ども 0) た

8  $\mathcal{O}$ 教 育 • 保 育 給 付 特 別 利 用 教 育 に 係 る t  $\mathcal{O}$ を 除 < . を受けて 7) な *\* \ ŧ  $\mathcal{O}$ は (-)に カン

か わ 5 ず、 施 設 等 利 用 給 付 認 定  $\mathcal{O}$ 申 請 を 要 L な 7 こととすること。 ک  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 1 て、 当

該 教 育 保 育 給 付 認 定 保 護 者 は 施 設 等 利 用 給 付 認 定 を 受 け た ₽  $\mathcal{O}$ لح 4 な す ₽  $\mathcal{O}$ とするこ

と。 (第三十条の五第七項関係)

(四) 施 設 等 利 用 給 付 認 定 は、 内 閣 府 令 で定 め る 期 間 内に限 ŋ, その 効 力 を有する ŧ のとす

こと。(第三十条の六関係)

(五) 施 設 等 利 用 給 付 認 定 に 係 る 保 護 者 は 市 町 村 に 対 し、 そ  $\mathcal{O}$ 労 働 又 は 疾 病  $\mathcal{O}$ 状 況 等 を 届 け

出 か つ、 必 要 な 物 件 を 提 出 L な け れ ば な 5 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。 第三 十 条  $\mathcal{O}$ 七 関 係

特定子ども・子育て支援施設等

三

特 定 子 ども 子 育 7 支 援 施 設 等  $\mathcal{O}$ 確 認

施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 支 給 12 係 る 子 تلح ŧ • 子 育 7 支 援 施 設 等 次 12 掲 げ る 施 設 又 は 事 業 を 1 う。

以 下 同 U°  $\mathcal{O}$ 確 認 は 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 者 又 は 事 業 を 行 う 者  $\mathcal{O}$ 申 請 に ょ り、 市 町 村 長 が 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ 

とす ること。 ( 第 七 条 第 +項 及 び 第 五 + 八 条 の 二 関 係

認定こども

袁

( 特

定

教

育

保

育

施

設

で

あ

る

t

 $\mathcal{O}$ 

を除

(<u></u> ) ( → ) 幼 稚 袁 特 定 教 育 保 育 施 設 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除

る 幼 稚 部 に 限 る。

 $(\equiv)$ 

特

別

支

援

学

校

(学

校

教

育

法

昭

和

+ \_

年

法

律

第

<u>-</u> 十

六

号)

第

七

+

六

条

第

項

に

規

定

す

(四) 児 童 福 祉 法 ( 昭 和二 + \_\_ 年 法 律 第百 六 十四四 号) 第 五. 十九 条  $\mathcal{O}$ 第 項 12 規 定す る 施 設

同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 届 出 が さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 り、 認 定 こども 袁 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 等 を 除 <\_ .  $\mathcal{O}$ う 5

内 閣 府 令 で 定 8 る 基 準 を 満 た す t  $\mathcal{O}$ 

(五) 認 定 こど ŧ 袁 特 定 教 育 保 育 施 設 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 含 む 幼 稚 袁 特 定 教 育 保 育 施

設 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ を 含 む 又 は 特 別 支 援 学 校  $\mathcal{O}$ 教 育 に 係 る 標 準 的 な 日 当 た り  $\mathcal{O}$ 時 間 及 び 期

間  $\mathcal{O}$ 範 囲 外 に お **,** \ て、 家 庭 に お **,** \ 7 保 育 を 受 け ることが 時 的 に 木 難 کے な 0 た 当 該 施 設 に

在 籍 7 1 る 小 学 校 就 学 前 子 لنح ŧ に 対 7 教 育 保 育 を 提 供 す る 事 業  $\mathcal{O}$ う 5 内 閣 府 令 で 定

 $\Diamond$ る 基 準 を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ 

(六) 児 童 福 祉 法 第 六 条 0)  $\equiv$ 第 七 項 E 規定す る 一 時 預 か り 事 業

(七)

満 た す t  $\mathcal{O}$ 

児

童

福

祉

法

第

六

条

 $\mathcal{O}$ 

三

第

+

 $\equiv$ 

項

に

規

定

す

る

病

児

保

育

事

業

 $\mathcal{O}$ 

う

5

内

閣

府

令

で

定

め

る

基

準

を

(八) 児 童 福 祉 法 第 六 条  $\mathcal{O}$ 三 第 + 兀 項 12 規 定 す る 子 育 て 援 助 活 動 支 援 事 業 同 項 第 号 に 掲 げ

る 援 助 を 行 う ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ う ち 内 閣 府 令 で 定 め る 基 準 を 満 た す ŧ  $\mathcal{O}$ 

特 定 子 ども 子 育 て 支 援 提 供 者  $\mathcal{O}$ 責 務

2

特 定 子 ども • 子 育 7 支 援 施 設 等 で あ る 施 設  $\mathcal{O}$ 設 置 者 又 は 事 業 を 行 う 者 以 下 「 特 定 子ども

子 育 7 支 援 提 供 者 لح 1 う。 は 施 設 等 利 用 給 付 認 定 に 係 る 小 学 校 就 学 前 子 ど Ł に 対 L

適 切 な 特 定 子 ど ŧ 子 育 7 支 援 を 提 供 す る と لح ŧ に、 市 町 村 児 童 相 談 所 児 童 福 祉 施 設

教 育 機 関 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 機 関 لح  $\mathcal{O}$ 緊 密 な 連 携 を 义 り 0 つ、 良 質 な 特 定子 تلح ŧ 子 育 7 支 援 を小

学 校 就 学 前 子 ども  $\mathcal{O}$ 置 か れ 7 1 る 状 況 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 に 応 じ、 効 果 的 に 行うように 努 め な け れ

ば な 5 な 7 . こ と 等  $\mathcal{O}$ 責 務 を 有 す る Ł  $\mathcal{O}$ とすること。 ( 第 五. + 八 条 の 三 関 係

3 特 定 子 ども • 子 育 7 支 援 施 設 等  $\mathcal{O}$ 基 準

府 令で・ 定 8 る基 準 を 遵 守 L な け れ ば な 5 な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。 ( 第 五. + 人 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 項 関

係)

(-)

特定

子ども

•

子

育

て

支

援

提

供

者

は

1

0

施

設

又

は事

業に

· 適 用

され

る設

置基

準

等

又

は

内

閣

(\_\_) 特 定 子 ども 子 育 7 支 援 提 供 者 は 内 閣 府 令 で 定  $\Diamond$ る 特 定 子 ども 子 育 て 支 援 施 設 等  $\mathcal{O}$ 

運 営 に 関 す る 基 準 に 従 **!** 特 定 子 ども • 子育て支援を提 供 L な け れ ば な 5 な **(** ) ŧ 0 とする

こと。(第五十八条の四第二項関係)

4 勧告、命令等

市 町 村 長 は 特 定 子 ども 子 育 て 支 援 提 供 者 が 3  $\mathcal{O}$ 基 準 に 従 0 て 施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 支 給 に 係

る 施 設 又 は 事 業 と L 7 適 正 な 特 定 子 تلخ ŧ 子 育 7 支 援 施 設 等  $\mathcal{O}$ 運 営 を L 7 1 な 1 لح 認  $\Diamond$ る لح

き 等 は、 勧 告、 公 表 命令等を行うことができるものとするとともに、 確 認 を 取 ŋ 消 又

は そ  $\mathcal{O}$ 効 力 を 停 止 することが できる ŧ  $\bigcirc$ とすること。 (第五 十八条  $\mathcal{O}$ 九 及 び 第 五. + 八 条 0 +

関係)

5 都道府県知事に対する協力要請

市 町 村 長 は 都 道 府 県 知 事 に 対 し、 特定子ども・子育て支援施 設 等 O確 認等 に関 て 必 要

な 協 力 を 求  $\Diamond$ ることが できる ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。 ( 第 五 + 八 条  $\mathcal{O}$ + = 関 (係)

四 その他

市 町 村 は、 偽 り そ  $\mathcal{O}$ 他 不 Ė  $\mathcal{O}$ 手 段 に ょ ŋ 子 育 7  $\mathcal{O}$ た め  $\mathcal{O}$ 施 設 等 利 用 給 付 を 受 け た 者 か 5 そ  $\mathcal{O}$ 

金 額  $\mathcal{O}$ 全 部 又 は \_\_\_ 部 を 徴 収 す ることがで きるも 0 とす るととも に、 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 に 必 要 な限

度 に お 1 て 保 護 者 等 に 対 し、 報告等を命じることが できるものとす る等 , の 措 置を講 ずること。

(第三十条の三関係)

第三 費用等

一 市町村、都道府県又は国の支弁

施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 支 給 に 要 つす る 費 用 は、 原 則とし て市 · 町 村 が 支弁するものとし、 玉 又 は 都道府

県 が 設 置 し、 又 は 行 う特 定 子 تلح ŧ • 子 育 7 支 援 施 設 築 認 定こども 慰 幼 稚 亰 及 び 特 別 支 援 学

校 12 限 る。 12 係 る £  $\mathcal{O}$ 12 0 11 7 は 玉 又 は 都 道 府 県 が 支 弁 す る ŧ,  $\mathcal{O}$ と す ること。 ( 第 六 + 五.

条 第三 号 か 5 第 五. 号 ま で、 第 六 + 六 条 第 号 及  $\mathcal{U}$ 第 六 + 六 条  $\mathcal{O}$ 関 係

## 二 都道府県の負担

都 道 府 県 は、 市 町 村 が 支 弁 す る 玉 都 道 府 県 又 は 市 町 村 が 設 置 し、 又 は 行 ごう特 :定子 ども 子

育 7 支 援 施 設 等 へ 認 定 こど ŧ 袁 幼 稚 粛 及 75 特 别 支 援 学 校 を 除 <\_ 。 並 V に 玉 都 道 府 県 及 び

市 町 村 以 外  $\mathcal{O}$ 者 が 設 置 し、 又 は 行 う 特 定 子 ど ŧ 子 育 7 支 援 施 設 等 に 係 る 施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 支 給

12 要 す る 費 用 0) う 5 政 令 で 定 め るところに ょ り 算 定 L た 額  $\mathcal{O}$ 兀 分  $\mathcal{O}$ を 負 担 す る ŧ 0) لح す る

こと。(第六十七条第二項関係)

## 三 国の負担

玉 は 市 町 村 が 支 弁 す る 玉 都 道 府 県 又 は 市 町 村 が 設 置 又 は 行 う 特 定 子 تخ ŧ • 子 育 て 支

援 施 設 等 認 定 こど t 遠 幼 稚 亰 及 U 特 别 支 援 学 校 を 除 <\_ 。 並 び に 玉 都 道 府 県 及 び 市 町 村

以 外  $\mathcal{O}$ 者 が 設 置 し、 又 は 行 う 特 定子 ども 子 育 7 支 援 施 設 等 に 係 る 施 設 等 利 用 費  $\mathcal{O}$ 支 給 に 要 す

る 費 用  $\mathcal{O}$ う ち、 政 令 で 定 8 るところに ょ り 算 定 L た 額  $\mathcal{O}$ 分  $\mathcal{O}$ を 負 担 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。

(第六十八条第二項関係)

匹 子 ど ₽ 子 育 7 支 援 臨 時 交 付 金  $\mathcal{O}$ 交

付

玉 は  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行 12 ょ り 地 方 公 共 寸 体 0 子 تلح ŧ 子 育 て支援 給 付 及 び 地 域 子 ども 子 育

7 支 援 事 業 に 要 す る 費 用  $\mathcal{O}$ 負 担 が 増 大 す るこ لح 並 び に 社 会 保 障  $\mathcal{O}$ 安 定 財 源  $\mathcal{O}$ 確 保 等 を 図 る 税 制

 $\mathcal{O}$ 抜 本 的 な 改 革 を 行 う た 8  $\mathcal{O}$ 地 方 税 法 及 び 地 方 交 付 税 法  $\mathcal{O}$ 部 を 改 正 す る 法 律 平 成 + 几 年

法 律 第 六 + 九 号 附 則 第 条 第 三 号 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 施 行 に ょ る 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 地 方 消 費 税 及 び

地 方 消 費 税 交 付 金  $\mathcal{O}$ 増 収 見 込 額 が 平 成三 +\_\_ 年 度 に お 1 7 平 成  $\equiv$ + 年 度 以 降  $\mathcal{O}$ 各 年 度 に 比 L

7 過 小 で あ ることに 対 処 す る た め、 平 成  $\equiv$ + 年 度 に 限 り、 都 道 府 県 及 び 市 町 村 に 対 L て、 子

تلح ŧ 子 育 7 支 援 臨 時 交 付 金 を 交 付 す る ŧ  $\mathcal{O}$ لح し、 必 要 な 規 定 を 整 備 す る ŧ  $\mathcal{O}$ کے すること。

子 ども 子 育 7 支 援 法 附 則 第 + 五. 条 カ 5 第 + 五. 条 ま で 関 係

第五 施行期日等

第

兀

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

所

要

 $\mathcal{O}$ 

改

正

を

行

う

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

ること。

施

行 期 日

ک  $\mathcal{O}$ 法 律 は 部  $\mathcal{O}$ 規 定 を 除 き、 平 成  $\equiv$ +年  $\dot{+}$ 月 日 カュ 5 施 行 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。 附

則 第 条 関 係

経 過 措 置

(--)第二の 子 育 て 0) た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 施 設 等 利 用 給 付 に 0 **(**) て は、 ک  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 施 行  $\mathcal{O}$ 日 〇 以 下 施 行 日

と **(** ) う。 か 5 起 算 L 7 五. 年 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 は 児 童 福 祉 法 第 五. + 九 条  $\mathcal{O}$ 第 項 に

規 定 す る 施 設 同 項  $\mathcal{O}$ 規 定 12 ょ る 届 出 が さ れ た ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 り、 認 定 こど ŧ 袁 で あ る ŧ  $\mathcal{O}$ 等 を 除

< を 子 بخ ŧ • 子 育 7 支 援 施 設 等 と み な L て、 ک  $\mathcal{O}$ 法 律 に ょ る 改 正 後  $\mathcal{O}$ 子 ど ŧ • 子 育 て 支

援 法 以 下 新 法 لح 1 う。  $\mathcal{O}$ 規 定 ( 特 定子ども • 子 育 7 支援 施 設 等 が 遵 守 す ベ き 基 準

勧 告 事 由 及 び 確 認  $\mathcal{O}$ 取 消 事 由 を 除 く。 を 適 用 す る ŧ  $\mathcal{O}$ とすること。 附 則 第 兀 条 第 項 関

係)

(\_\_) 市 町 村 は、 施 行 日 か 5 起 算 L 7 五. 年 を 経 過 す る 日 ま で  $\mathcal{O}$ 間 当 該 市 町 村 に お け る 保 育  $\mathcal{O}$ 需

要 及 び 供 給  $\mathcal{O}$ 状 況 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 事 情 を 勘 案 L 7 特 に 必 要 が あ る と 認  $\Diamond$ るとき は 当 該 市 町 村  $\mathcal{O}$ 条

たと 例 う Ś で 2 きに 定 当 に め 該 ょ 限 市 るところに る り行うも 町 施 村 設  $\mathcal{O}$ 等 利 条 より、(一によ のとすることができるものとすること。 例 用 で 費 定  $\mathcal{O}$ め 支 る基準 給 に り子ども つ を 1 満 て、 たす 特 子 t 定 育 子  $\mathcal{O}$ て支 が ど 提 ŧ 援 供 いする 施 子 設 育 ) 附 特 等 て 定 支 とみなされ 則 子ども・ 援 第四 施 設 条 等 第二 子 育 る施 で あ 項 設 て る 支援 関 当 に 係 係 該 を る 施 第二 受 設 け  $\mathcal{O}$ 

(三) 九 (一) 及 び (二) 条 第 十二条、 0) ほ か、 第 ک + 匹  $\mathcal{O}$ 法 条 及 律 び  $\mathcal{O}$ 第 施 + 行 に 七 条 関 関 L 係 必要 な 経 過措置 を定 め ること。 附 則 第三条、 第

## 三 検討

(-)すること。 え、 政 必 府 要が は、 こ の 附 あると認 則 法 第 律 十八条第一 (T) めるときは、 施 行 後二年を目途として、二一及び二の施 項 関 その結 係 果に基づ いて所要 0 措 置 を 行 講 0) ず 状 る 況 ŧ について 0 とす 検 る 対を加 ŧ 0 لح

(\_\_\_)  $\mathcal{O}$ 0 とす 政 1 府 7 る は、 検 ŧ 討 こ の のとすること。 を 加 え、 法 律 必  $\mathcal{O}$ 要 施 行 が ) 附 あ 後 る 五. 則第 لح 年 を目 認 十八条第二項  $\Diamond$ 途とし るとき て、 は、 関 そ 新 係) 法  $\mathcal{O}$ 結  $\mathcal{O}$ 果 施 に 行 基  $\mathcal{O}$ づ 状 7 況 7 を 勘 所 案 要 し、  $\mathcal{O}$ 措 置 新 を 法 講 0 ず 規 る 定 に ŧ

十条、

第十一条、第十三条、

その他関係法律について、所要の規定の整備を行うこと。 (附則第五条から第八条まで、第

第十五条及び第十六条関係)